証券コード　4752
平成28年６月２日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋小伝馬町15番18号
株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役社長　尾　崎　裕　一

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印のうえご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月17日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区神田錦町２－９　コンフォール安田ビル
地下１階　安田コミュニティープラザ
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第50期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　　案　剰余金処分の件

（議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（27頁）に記載のとおりであります。）

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.showa-sys-eng.co.jp）に掲載させていただきます。

添付書類

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかながら回復基調で推移しておりましたが、加速する原油安や中国の経済減速などを背景に製造業の景況感悪化、企業の投資マインドの慎重化など、先行き不透明な状況が続いております。

情報サービス産業においては、売上高が前年同期に比べ僅かながら増加基調で推移しておりますが、依然として技術者不足によるビジネス失注や同業他社との受注競争など、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は創立50年に向けた3ヵ年計画の最終年にあたり、より一層のパートナー企業との連携強化、提案型ビジネスのさらなる推進など、受注拡大と安定的な稼働に注力してまいりました。

また、制度改正対応等を背景とした金融関連のシステム開発案件においても受注が堅調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高、営業利益ともに計画を上回る水準で推移し、売上高6,742百万円（前期比16.4%増）、営業利益403百万円（前期比16.6%増）、経常利益412百万円（前期比15.3%増）となりました。

また、平成28年7月予定の本社移転に伴う資産除去債務等の特別損失計上や、平成28年度法人税率等の引き下げに伴う繰延税金資産の一部取崩し等により、当期純利益は194百万円（前期比7.5%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

a. ソフトウェア開発事業

ソフトウェア開発事業は、売上高6,635百万円（前期比16.8%増）、売上総利益826百万円（前期比11.7%増）となりました。

b. ＢＰＯエントリー事業

ＢＰＯエントリー事業（業務代行サービス）は、売上高106百万円（前期比2.1%減）、売上総損失5百万円（前期は売上総損失3百万円）となりました。

② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 47 期 (平成25年３月期)	第 48 期 (平成26年３月期)	第 49 期 (平成27年３月期)	第 50 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　上　高（千円）	4,381,055	5,241,458	5,790,762	6,742,212
経　常　利　益（千円）	183,923	320,019	357,417	412,216
当　期　純　利　益（千円）	91,522	172,671	181,390	194,936
１株当たり当期純利益　（円）	19.04	36.81	38.96	41.87
総　資　産（千円）	4,323,673	4,637,652	5,107,783	5,341,999
純　資　産（千円）	2,251,860	2,320,753	2,499,359	2,634,315
１株当たり純資産額　（円）	468.53	498.43	536.79	565.77

（注）1. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
なお、期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。
2. 第50期（当事業年度）の状況につきましては、前記「１．会社の現況(1)当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

ＩＣＴ業界は、フィンテックやＩｏＴといった新しい技術やマーケットが創出されており、サービスの充実や拡大を目指した顧客企業の情報化投資が一層進むことが期待されますが、一方で技術者の獲得競争や同業他社との受注競争も更に激化するものと見ております。

当社の対処すべき課題は、引き続き次のとおりであります。

① ナレッジ型ビジネスの深化と拡大

長年蓄積したソリューションノウハウを活かし、マーケットの動向を注視しつつ資源の集中を図ることで、事業の拡大はもとより顧客満足度の向上に邁進してまいります。加えて顧客の意向や課題の解消を、高度なスキルと提案力で積極的に実現してまいります。

② ファクトリー型請負ビジネスへの取り組みと推進

当社の持つ開発スキルとノウハウを最大限に活かし、システム化計画からシステムの構築・納入までを請け負うファクトリー型請負ビジネスの定着に注力してまいります。

③ 新規ビジネスへの取り組み

顧客の情報化投資をにらみ、最新の技術動向を踏まえつつ、フィンテック、ＩｏＴなどに代表される新たなビジネスチャンスへの取り組みを全社挙げて推し進めてまいります。

④ 技術者の育成

日進月歩で技術革新が続く情報サービス産業において安定的成長を維持するために、市場が求める技術者確保に向けた採用計画と、将来を見据えた戦略的な人材育成計画に積極的に取り組んでまいります。

⑤ 採算管理体制の維持・強化

開発要員の不稼働による損失を排除するとともに、プロジェクト毎の採算悪化を防止するため、プロジェクトマネージメントレビューを一層充実させ、採算管理体制の維持・強化を図ります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社は、コンピュータのソフトウェア開発事業、ＢＰＯエントリー事業及びその他関連諸事業を主たる業務としております。

事業内容	主要製品
ソフトウェア開発事業	情報システムの開発 システムインテグレーション・サービス 情報システムの開発・運用に関するコンサルティング
ＢＰＯエントリー事業	データエントリー・サービス、業務代行等サービス

(6) 主要な事業所等（平成28年３月31日現在）

本社　東京都中央区日本橋小伝馬町15番18号
大阪支社　大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号
中目黒分室　東京都目黒区上目黒１丁目21番12号

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
406名	19名増	37.3歳	14.1年

（注）　上記使用人数には、使用人兼務取締役3名及び臨時社員19名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社愛媛銀行	10,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　18,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　4,810,000株（自己株式153,863株を含む）

(3) **株主数**　1,612名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
尾崎　修	1,327,000株	28.50%
有限会社オーエム商事	200,000株	4.29%
尾崎　裕一	185,100株	3.97%
株式会社愛媛銀行	180,000株	3.86%
昭和システムエンジニアリング従業員持株会	172,600株	3.70%
日本ユニシス株式会社	150,000株	3.22%
山口　勝彦	125,100株	2.68%
古殿　恭子	114,000株	2.44%
戸堀　淳子	100,000株	2.14%
昭和システムエンジニアリング取引先持株会	98,800株	2.12%

（注）　持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てております。
　　持株比率は、自己株式（153,863株）を控除して計算しております。

３．新株予約権等の状況

(1) **当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**
（平成28年３月31日現在）
該当事項はありません。

(2) **事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等の状況**
該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾崎　裕一	
専務取締役	立花　昌幸	ソリューションサービス事業本部長 兼大阪支社長
常務取締役	西川　康雄	管理本部長
取締役	関口　雅博	ソリューションサービス事業本部第二統括部長
取締役	髙井　信隆	事業戦略推進室長 兼ソリューションサービス事業本部ビジネス改革室長
取締役	川合　雅浩	ソリューションサービス事業本部第三統括部長
取締役	榮　哲男	
常勤監査役	吉田　徳長	
監査役	西牧　良悦	税理士 株式会社うかい社外監査役
監査役	野口　英明	弁護士

（注）1. 取締役 榮　哲男氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西牧良悦氏及び野口英明氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 榮　哲男氏及び監査役 西牧良悦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 西牧良悦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 西牧良悦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	7名	102,910千円
(うち社外取締役)	(1)	(1,800)
監査役	3	18,600
(うち社外監査役)	(2)	(5,400)
合計	10	121,510

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月19日開催の株主総会決議において年額1億8千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成元年5月27日開催の株主総会決議において年額2千万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係につきましては、7頁「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　位	主な活動状況
榮　　哲　男	取締役	就任後開催の取締役会には、13回全てに出席し、主にＩＴ業界で培った知識・見地から適宜発言を行っております。
西牧良悦	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、17回中16回、また、監査役会には、17回中16回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
野口英明	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、17回中14回、また、監査役会には、17回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　監査法人大手門会計事務所

(2) 報酬等

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　10,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

10,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、監査役会において会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断をし、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定した場合は、本議案を決議の上、株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の前事業年度における業務執行状況や実績を分析・評価し、当事業年度の監査計画、報酬額の見積りの算出根拠、算定内容の合理性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

６．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が、「内部統制システム構築の基本方針」について取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員及び社員が当社の経営理念及び行動指針に基づき、法令遵守はもとより社会規範、企業倫理を遵守するよう、研修等を通じ教育・啓発を継続的に行う。

社内において法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合は、社員が直接通報する手段を確保するとともに、内部牽制組織として社長直轄の監査室及び品質保証部を設ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存および管理を行う。

イ　株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料

ロ　各種委員会その他重要会議の議事の経過及びその関連資料

ハ　会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は証券取引所に提出した書類の写し等その他重要文書

情報の保存期間及び保存場所等の保存及び管理に関する体制については、文書管理規程、情報セキュリティー基準及び個人情報保護マネジメントシステムに定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、プロジェクト採算、品質、情報セキュリティー、その他経営全般に係るリスクに対応するため、社内情報処理システム、ISO9001品質マネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステム等を整備・運用するとともに、内部牽制組織及び外部機関により運用状況を監視または審査する。

有事においては、個人情報保護マネジメントシステムに定める危機管理基準に基づき各事業部門または会社全体として対応することとする。

また、災害等での本社機能喪失時に備え、支社に本社基幹システムのデータをバックアップし、その復旧するまでの期間、支社が運用を代行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として定例の

取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定及び職務執行状況の監督等を行う。さらに、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を適宜行うために、臨時の取締役会をその都度開催する。

また、社長以下役付取締役をメンバーとする経営会議を適宜開催し経営に関する意思決定を迅速に行う。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて、監査役の職務補助のための監査役付を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換のうえ決定する。

⑥ 第５号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

第５号の使用人が監査役を補助する期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 監査役の第５号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。

取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、または監査役が業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

⑨ 第８号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

コンプライアンス（法令遵守）基準に準拠し、当該報告者を保護する体制とする。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、「監査役会規程」に基づき、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

なお、監査役は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

また、取締役は、監査役による監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役が監査を行うための環境を整備する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制評価制度への適切な対応のため、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用を努めることにより財務報告の信頼性を確保することとする。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

役員及び社員は、遵法的、健全かつ倫理的な態度及び行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動指針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引その他一切の関係を持たず毅然とした姿勢で対応する。さらにこれら関係ある企業、団体、個人とは一切関係を持たないこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」を内部牽制組織である「内部統制委員会」のもと、実効性ある体制の整備、運用、維持、見直しを推進するとともに、定期的に運用状況を取締役会において評価いたしております。運用概要は以下のとおりです。

当社の取締役会は、取締役7名（うち、社外取締役1名）で構成されており、その取締役会には監査役3名（うち、社外監査役2名）が出席して17回開催され、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行いました。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行うことで経営監視機能の強化及び向上を図っております。

また、コンプライアンス体制、リスク対応及び財務報告に係る内部統制を含む内部統制システムの運用確認については、内部統制委員会（常勤監査役出席）を5回開催し、法令等に則り実効性ある内部統制システムの運用が図られ、社員への

啓蒙、周知徹底、社内諸規程等の制定、改定等を行いました。

その結果、現時点での運用状況は適切であることを確認しており、平成28年度も引き続き同基本方針に基づき適正な運用及び改善に努めるよう徹底してまいります。

7．株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,288,226**	**流動負債**	**959,223**
現金及び預金	3,375,703	買掛金	234,424
売掛金	696,489	短期借入金	10,000
仕掛品	55,602	未払金	66,572
前払費用	12,931	未払費用	70,420
繰延税金資産	145,050	未払法人税等	131,920
その他	2,449	未払消費税等	65,366
固定資産	**1,053,772**	前受金	9,741
有形固定資産	**128,512**	預り金	22,446
建物	14,428	賞与引当金	348,330
構築物	4,714	**固定負債**	**1,748,460**
車両運搬具	3,779	役員退職慰労未払金	60,973
器具及び備品	4,547	退職給付引当金	1,687,487
土地	101,043	**負債合計**	**2,707,684**
無形固定資産	**3,785**	**純資産の部**	
ソフトウェア	453	**株主資本**	**2,801,683**
その他	3,332	**資本金**	**630,500**
投資その他の資産	**921,474**	**資本剰余金**	**553,700**
投資有価証券	152,277	資本準備金	553,700
従業員長期貸付金	10,111	**利益剰余金**	**1,678,610**
繰延税金資産	511,746	利益準備金	99,000
差入保証金	184,989	その他利益剰余金	1,579,610
会員権	32,450	別途積立金	740,000
その他	29,900	繰越利益剰余金	839,610
		自己株式	**△61,126**
		評価・換算差額等	**△167,367**
		その他有価証券評価差額金	**12,011**
		土地再評価差額金	**△179,378**
		純資産合計	**2,634,315**
資産合計	**5,341,999**	**負債・純資産合計**	**5,341,999**

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　　上　　高		**6,742,212**
売　上　原　価		**5,920,588**
売　上　総　利　益		**821,624**
販売費及び一般管理費		418,617
営　業　利　益		**403,006**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	1,261	
受　取　配　当　金	3,393	
受　取　手　数　料	888	
受　取　家　賃	1,860	
保　険　解　約　返　戻　金	1,609	
雑　収　入	270	9,283
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	59	
固　定　資　産　除　却　損	13	73
経　常　利　益		**412,216**
特　別　利　益		
固　定　資　産　売　却　益	204	204
特　別　損　失		
ゴルフ会員権評価損	11,185	
本　社　移　転　費　用	26,429	37,614
税引前当期純利益		**374,806**
法人税、住民税及び事業税	206,549	
法　人　税　等　調　整　額	△26,680	179,869
当　期　純　利　益		**194,936**

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	630,500	553,700	553,700	99,000	740,000	700,547	1,539,547
当期変動額							
剰余金の配当			—			△55,873	△55,873
当期純利益			—			194,936	194,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			—				—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	139,062	139,062
当期末残高	630,500	553,700	553,700	99,000	740,000	839,610	1,678,610

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△61,126	2,662,620	16,117	△179,378	△163,261	2,499,359
当期変動額						
剰余金の配当		△55,873			—	△55,873
当期純利益		194,936			—	194,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	△4,105		△4,105	△4,105
当期変動額合計	—	139,062	△4,105	—	△4,105	134,956
当期末残高	△61,126	2,801,683	12,011	△179,378	△167,367	2,634,315

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15～47年
器具及び備品	３～６年

無形固定資産 …… 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の年度の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア … 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(6) 消費税等の会計処理 …… 税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　63,636千円

(2) 取締役に対する金銭債務　60,973千円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

（再評価を行った年月日）

平成14年３月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を下回っておりません。

3．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,810,000	―	―	4,810,000
合　計	4,810,000	―	―	4,810,000
自己株式				
普通株式	153,863	―	―	153,863
合　計	153,863	―	―	153,863

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成27年６月19日開催の第49回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　55,873千円
・１株当たり配当額　12円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月22日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年６月17日開催の第50回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　79,154千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　17円（創立50周年記念配当5円を含む）
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月20日

4．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	1,593千円
未払事業税	10,471
未払事業所税	1,984
賞与引当金	107,634
未払社会保険料	16,040
退職給付引当金	516,371
役員退職慰労未払金	18,657
本社移転費用	8,166
その他	6,846
繰延税金資産の小計	687,766
評価性引当額	△ 25,673
繰延税金資産の合計	662,093
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 5,296
繰延税金資産の純額	656,797

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
（調整）	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	10.6
評価性引当額の増加額	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2
住民税均等割	1.1
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.0%

(3) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以降に開始する事業年度から、法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%、平成30年４月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%になります。

この税率変更により、当事業年度末における繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した

金額）は39,426千円減少し、法人税等調整額は39,727千円増加し、その他有価証券評価差額金が301千円増加しております。

5．退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,683,420千円
勤務費用	124,291
利息費用	8,417
数理計算上の差異の発生額	76,050
退職給付の支払額	△ 9,796
退職給付債務の期末残高	1,882,382

② 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,882,382千円
未積立退職給付債務	1,882,382
未認識数理計算上の差異	△ 194,895
貸借対照表上に計上された負債	1,687,487

退職給付引当金	1,687,487
貸借対照表上に計上された負債	1,687,487

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	124,291千円
利息費用	8,417
数理計算上の差異の費用処理額	21,309
確定給付制度に係る退職給付費用	154,017

④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.5％

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理規程に従いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,375,703	3,375,703	―
(2) 売掛金	696,489	696,489	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	137,477	137,477	―
資産合計	4,209,669	4,209,669	―
(1) 買掛金	234,424	234,424	―
(2) 短期借入金	10,000	10,000	―
負債合計	244,424	244,424	―

(注１) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 非上場株式（貸借対照表計上額14,800千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

8．関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　565円77銭

(2) １株当たり当期純利益　41円87銭

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

株式会社昭和システムエンジニアリング
　取締役会　御中

監査法人 大手門会計事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　植　木　暢　茂　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　武　川　博　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭和システムエンジニアリングの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な

表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

株式会社昭和システムエンジニアリング　監査役会

常勤監査役　吉　田　徳　長　㊞

社外監査役　西　牧　良　悦　㊞

社外監査役　野　口　英　明　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役社長　尾　崎　裕　一

２．議案及び参考事項

議　　案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の重要課題の一つとして位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定配当を維持することを基軸とし、一定の水準を維持することを基本方針としております。剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第50期期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、平成28年４月７日をもちまして創立50周年を迎えることができましたことから、株主の皆様への感謝の意を表するため、期末配当におきましては、１株当たり５円の記念配当を実施させていただくことに加え、普通配当につきましても通期業績が当初予想を上回ることを鑑み、１株当たり２円の増配を実施させていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

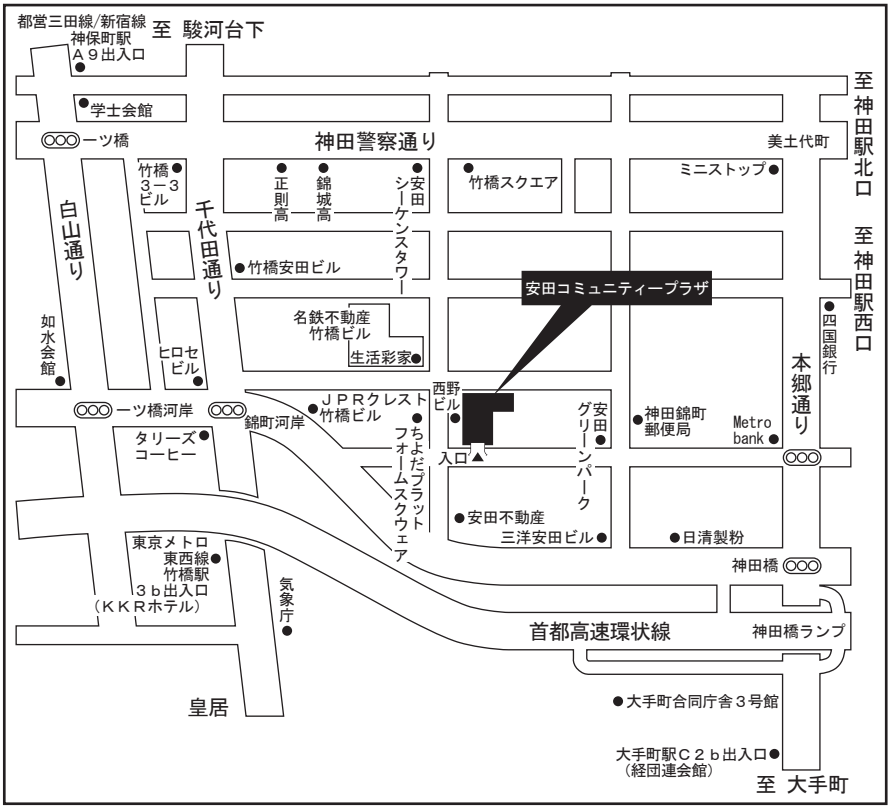
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき、金17円といたしたいと存じます。
（うち、普通配当12円、創立50周年記念配当５円）
なお、この場合の配当総額は79,154,329円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月20日といたしたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田錦町２－９　コンフォール安田ビル　地下１階
安田コミュニティープラザ



都営三田線／新宿線	神保町駅下車	Ａ９出口	徒歩約８分
東京メトロ東西線	竹橋駅下車	３ｂ出口	徒歩約５分
東京メトロ丸ノ内線　他	大手町駅下車	Ｃ２ｂ出口	徒歩約８分